

☆ 自家用の車積載車による有償運送許可取得 研修会開催のご案内

平成23年9月以降、「道路運送法第78条第3号の有償運送許可」に基づく、**車積載車(白ナンバー)**による**道路上の事故車及び故障車の排除業務**について、事業用ナンバーでなくても、事業者が有償運送許可を得るために必要な研修会を受講し、管轄する運輸支局に申請することにより、地域、期間を限定した上で有償にて行うことが可能となりました。

これに伴い、下記の通り研修会を開催いたしますので、受講及び許可申請を希望される事業者は、別紙同封の参加申込書に必要事項をご記入の上、本会事務局までFAX送信にてお申込み下さい。

尚、平成25年度に許可を受けた事業者が、今年度も引き続き有償運送許可を得て排除業務を行うためには、許可満了日の1カ月前までに研修を受け許可申請を行う必要があります。

平成26年度の許可申請より有効期限が3年になります。

ご注意：今回の研修は、「積載車」による事故車・故障車の運送を有償で行う場合に必要となります。

「レッカー車」による移動は運送ではなく、作業に当たるため、今回の研修は対象外です。

本協会では、表題研修会を開催するために、別紙同封の研修受講申込書のFAX送信により定員30名（定員になり次第締め切ります）の募集を致します。

FAX送信締め切り期日・・・平成26年10月31日（金）

研修会開催期日・・・平成26年11月7日（金）

受講費用・・・1名8,000円（教材費含む）

申込方法・・・受講申込書に所要事項をご記入の上、
FAXにてお申し込みください。

FAX番号 03-3357-0756

研修会場・・・東京自動車サービス健保会館（渋谷）